

役員等旅費規程

社会福祉法人光の子福社会

社会福祉法人光の子福祉会

役員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光の子福祉会（以下「当法人」という）の役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(旅行命令)

第3条 公務による旅行は理事長の旅行依頼によって行われる。

(旅費の支給)

第4条 役員等が、理事会、監事監査、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合、あるいは出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(旅費の額)

第5条 旅費は、当法人旅費規程に準ずる。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

佐世保市内	2,000円
佐世保市外	2,000円

3 役員等が、役員会等の出席、又は出張のために旅行する場合の日当の額は、5,000円とする。

(旅費の支給方法)

第6条 支給方法は、当法人旅費規程に準ずる。

(改 廢)

第 7 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廢することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。